

# 重要文化財 法隆寺東院廻廊（東廻廊） 屋根土居葺工事 仕様書

## I 工事概要

1. 工事名称 重要文化財 法隆寺東院廻廊（東廻廊） 屋根土居葺工事

2. 工事場所 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺山内 1番1号 法隆寺境内地内

### 3. 工事の対象

(1) 名称：重要文化財 法隆寺東院廻廊（東廻廊）

(2) 形式：桁行折曲り延長 22間、梁間1間、一重、切妻造、本瓦葺

### 4. 工事内容

重要文化財 法隆寺東院廻廊の屋根工事のため、土居葺を行う。

本瓦葺、切妻造

屋根面積 402.71m<sup>2</sup> (今回土居葺面積 374.92m<sup>2</sup>)、棟総長 57.6m

### 5. 工事期限 着工：令和8年 2月24日(予定)

完了：令和8年 3月27日

### 6. 一般事項

(1) 本工事は奈良県契約規則に従って実施する。

(2) この仕様書は工事の概要を示すものであり、本工事の施工に際して設計書に明記のない事項及び疑問を生じた場合は、すべて係員の指示に従って誠実に工事を遂行すること。

(3) 仕様変更に伴う資材及び工数等で比較的軽微と思われる変更が生じた場合は、請負金額は変更しない。

(4) 工事場の管理は関係法規に従い、指定場所以外での火気の使用および喫煙等は禁止する。また火災防止、人身事故等の防止には万全を期すること。

(5) 本工事は重要文化財建造物の保存修理工事であることを認識し、その価値を損なわぬよう考慮して、工事の実施には細心の注意を払うこと。

(6) 法隆寺境内は国の史跡に指定されているため、工事に当たっては留意が必要である。

(7) 施工に際しては、既存の設備・施設並びに地盤等に損傷を与えぬよう万全を期し、万一損傷させた場合は材料・手間とも請負者の負担で現状復旧する。

(8) 施工にあたっては請負者の担当者を定め、担当係員と工事工程を綿密に協議のうえ、工事の進捗・調整を図る。

(9) 工事に使用する材料はすべて担当係員の検査を受け、合格したものだけを使用する。

(10) 工事着工前までに設計書及び図面より工事内容を理解し、工程表を作成し係員の承認を得ること。また必要に応じて施工図を作成し承認を得ること。

(11) 工事完了後は、工事場の片付け、清掃を行い、不用材は担当係員の指示に従い、場外に搬出した後、請負者が責任を持って適切に処理を行うこと。

(12) 工事現場での作業は、原則として土曜・日曜・祝祭日は休業とし、作業時間は午前8時30分から午後5時15分迄とする。また寺の行事に際して、工事を一旦停止する必要が生じるときは、係員の指示に従うこと。

(13) 工事工程毎に写真撮影を行い、工事竣工時にプリントにキャプションを付けて整理したアルバム2部とネガ(またはCD-ROM)1部を提出すること。

(14) 本工事について、選定保存技術を使用する工事（土居葺工事）については、選定保存技術保持団体に属する者もしくはそれと同等の技術を有する者に行わせること。

## II 工事仕様

### 1. 材料

柿板 : 樹赤身材、割材、長 360 mm程度、幅 120～230 mm、厚 2～3 mm程度  
なお、34.92m<sup>2</sup> 分は再用材料を支給とする

竹釘 : 長 24 mm、焙煎品

金釘 : 長 25 mm

### 2. 土居葺

柿板は長 360mm 程度、幅 120～230mm、厚 2～3 mm程度の割れや裂けがなく、カビやコケのついていない良質なものを使用する。葺き足は 60mm で通りよく並べ、既存の土居葺とは継目をずらしながら重ね、順次丁寧に葺き上げる。大棟部分は、目切れさせないよう丁寧に折り曲げて 2 枚重ねで目蓋押さえとし、押さえは幅 3 cm 程度の柿板を横桟に用いて留める。

### 3. その他

工事は整理整頓を心がけ、工事区分ごとに場内の清掃を行う。請負工事完了後、すべての不用材は場外に搬出し、清掃を行う。

本工事に関する問い合わせは下記に行うこと。

奈良県文化財保存事務所 法隆寺出張所

TEL/FAX : 0745-75-2337